

参考資料

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱（昭和59年告示第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 市長は、本市における母子及び父子家庭の生活の向上と福祉の増進を図るため、浦安市ひとり親家庭福祉会（以下「福祉会」という。）の事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（補助対象）</p> <p><b>第2条</b> 補助の対象となる事業は、福祉会の実施する母子及び父子家庭の生活の向上と福祉の増進を図るための事業とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p><b>第3条</b> 補助金の額は、<u>460,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>（交付の申請）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>（交付の条件）</p> <p><b>第4条の2</b> <u>福祉会は、母子及び父子家庭の生活の向上と福祉の増進に資するため、かつてひとり親であつた者の経験を継承させながら活動することとする。</u></p> <p>（交付の決定）</p> <p><b>第5条</b> 市長は、<u>第4条</u>の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 市長は、本市における母子及び父子家庭<u>並びに寡婦</u>の生活の向上と福祉の増進を図るため、浦安市ひとり親家庭福祉会（以下「福祉会」という。）の事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（補助対象）</p> <p><b>第2条</b> 補助の対象となる事業は、福祉会の実施する<u>親睦事業、文化事業その他母子及び父子家庭並びに寡婦</u>の生活の向上と福祉の増進を図るための事業とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p><b>第3条</b> 補助金の額は、<u>1,550,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>（交付の申請）</p> <p><b>第4条</b> 同 左</p> <p>（交付の決定）</p> <p><b>第5条</b> 市長は、<u>前条</u>の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。</p>